

## 智頭町伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業について

智頭町では、妊娠期から子育て期に至るまで、皆様が安心して出産・子育てができるよう、相談支援の充実と妊娠期・子育て期のご家庭の経済的負担の軽減を図るための「智頭町伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業」を令和5年1月から開始しました。



### ■伴走型相談支援の内容

#### <妊娠の届出(母子健康手帳の交付)>

妊娠届出時に、妊婦の方の健康状態や家族の状況等を確認するためのアンケートを行うとともに、今後の見通しや利用できる支援サービス等について保健師等が面談を行います。

#### <妊娠7か月頃>

健康状態の確認等を行うためアンケートを郵送しますので、回答後返送にご協力ください。ご希望の方には、後日面談を行います。

#### <赤ちゃん訪問>

出産後、生後4か月までの間に、子育ての状況、お子さんや産婦の方の健康状態等を確認するため、赤ちゃん訪問を行います。その際、アンケートも行いますので、ご協力ください。

※上記以外の時期も、お子さんやご家族の健康状態や家庭環境でご相談がある場合は、保健師等が随時相談に応じます。

### ■経済的支援の内容

#### <出産応援給付金>

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年4月1日以降に妊娠届を提出された方</li> <li>令和4年4月1日～令和4年12月31日の間に出産した産婦の方</li> </ul>
給付額	対象者1人につき5万円
申請方法	<p>①令和5年1月1日以降に妊娠届を提出する場合 妊娠届出時にアンケート・面談を実施の上、出産応援給付金申請書にご記入いただきます。</p> <p>出産応援給付金の申請は、妊婦との面談実施が必須であるため、代理の方が妊娠届を提出される場合は、出産応援給付金の申請手続きができません。</p> <p>②令和4年4月1日～令和4年12月31日までに妊娠届を提出された場合／出産された場合 令和5年1月下旬～2月頃、申請書とアンケートを郵送しますので、必要事項を記載の上、福祉課窓口までご持参いただくか、郵送してください。</p> <p>※令和4年4月1日～令和4年12月31日の期間に妊娠届を提出、または出産し、その後智頭町外に転出した場合は、転出先の市区町村から同様の給付を受けることになります。智頭町は現金給付ですが、クーポン等による支給を行っている市区町村もあります。</p> <p>※令和4年4月1日～令和4年12月31日の期間に他市区町村で妊娠届を提出、または出産し、その後智頭町に転入した場合、智頭町で出産応援給付金の申請を受け付けます。</p>
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑（シャチハタ不可）</li> <li>給付金振込口座の通帳（原則、ゆうちょ銀行以外）</li> <li>マイナンバーカード（マイナンバーカードがない場合は、マイナンバーの通知カードと運転免許証などの本人確認書類）</li> </ul>



※妊娠届提出後、流産や死産、人工妊娠中絶となった場合も、出産応援給付金の申請ができます。

## <子育て応援給付金>

対象者	令和4年4月1日以降に出生したお子さんの養育者
給付額	お子さん1人につき5万円
申請方法	<p>①令和5年1月1日以降に出生の場合 赤ちゃん訪問時にアンケート・面談を実施の上、子育て応援給付金申請書にご記入いただきます。</p> <p>②令和4年4月1日～令和4年12月31日までに出生された場合 令和5年1月下旬～2月頃、申請書とアンケートを郵送しますので、必要事項を記載の上、福祉課窓口までご持参いただくか、郵送してください。 ※令和4年4月1日～令和4年12月31日の期間に出生し、その後智頭町外に転出した場合は、転出先の市区町村から同様の給付を受けることになります。 智頭町は現金給付ですが、クーポン等による支給を行っている市区町村もあります。 ※令和4年4月1日～令和4年12月31日の期間に他市区町村で出生し、その後智頭町に転入した場合、智頭町で子育て応援給付金の申請を受け付けます。</p>
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"><li>・印鑑（シャチハタ不可）</li><li>・給付金振込口座の通帳（原則、ゆうちょ銀行以外）</li><li>・マイナンバーカード（マイナンバーカードがない場合は、マイナンバーの通知カードと運転免許証などの本人確認書類）</li></ul>

※出生届提出後にお子さんが死亡した場合も、子育て応援給付金の申請ができます。

## <注意事項>

- ・他市町村で出産応援給付金・子育て応援給付金に該当する給付をすでに受けている場合は、智頭町の出産応援給付金・子育て応援給付金の申請をすることはできません。
- ・里帰り出産等により、町保健師の面談を受けることが難しい場合は、福祉課までご連絡ください。
- ・給付金の受け取り口座は、原則給付対象者ご本人の口座をご指定ください。銀行口座をお持ちでない場合は、福祉課にご相談ください。

問い合わせ先：智頭町福祉課（電話：0858-75-4101）